

戸沢村中央公民館体育館照明 L E D 照明一式の賃貸借にかかる

公募型プロポーザル実施要領

戸沢村中央公民館体育館照明 L E D 取替工事に係る公募型プロポーザルの各種手続き、要件及び審査等の内容については次のとおりとする。

1.目的

施設運営における環境負荷の低減の必要性や電気料金の値上げなどによる財政負担の増加などが課題となっていることから、公共施設等で今日広く導入されている、省エネルギー・長寿命の L E D 照明器具への更新が必要と考えている。ついては、対象施設への照明設備導入計画の策定、交換工事、保守・維持管理に関する事業者からの提案を受け、戸沢村にとって最も優れていると考えられる提案を選定するため、企画提案可能な公募型プロポーザル方式を採用する。

2.業務の概要

(1) 業務名

戸沢村中央公民館体育館照明 L E D 照明一式の賃貸借

(2) 業務の内容

「戸沢村中央公民館体育館照明LED照明一式の賃貸借にかかる仕様書」の
とおり

(3) 業務期間 (交換工事の期限)

契約締結日の次の日から令和5年3月15日

(4) 賃貸借期間

工事完成検査実施日の翌日から10年

(5) 見積限度額 3,480,000円 (消費税及び地方消費税を含む)

3. 委託予定者選定方法

企画提案書等の公募によるプロポーザル方式により選定する。

4. 参加資格要件

応募者の参加資格は、以下の通りとする。

- (1) 応募者は、本業務を行う能力を有する企業であること。
- (2) 令和3年度・4年度戸沢村入札参加資格者名簿に登録のあるもの
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の
規定にかつ暴力団の構成組織でないこと。それに類似した該当しない者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生

手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定したものを除く。）でないこと。

- (5) その他、法令等に違反していない者又は違反する恐れがない者であること。
- (6) 山形県内の地方公共団体における類似事業の賃貸借契約実績を有している事。
- (7) 戸沢村で行う打ち合わせ等に出席できること。

5.スケジュール（予定）

項番	手続等	期限等
1	プロポーザル実施要領、仕様書等の公表、 質疑受付開始	令和4年11月7日（月）
2	質問書提出締め切り	令和4年11月14日（月）
3	質問書回答	令和4年11月16日（水）
4	参加申込書提出	令和4年11月21日（月） 郵送の場合は当日までに必着

5	企画書提出締め切り	令和4年11月30日(水)
6	書類審査	令和4年12月中旬
7	プレゼンテーション	令和4年12月中旬
8	評価、採点	令和4年12月中旬
9	結果通知	令和4年12月下旬
10	契約の締結	令和4年12月下旬

6.参加申込書及び資格確認書類の提出

応募者は、次により参加申込書及び資格確認必要な書類を持参または郵送する。

(1) 受付期間

令和4年11月7日(月)から11月21日(月)まで

受付期間は、土日祝日を除く午前9時から午後5時まで

(正午から午後1時までの間を除く。)

(2) 受付場所

戸沢村教育委員会 共育課 社会教育体育係

〒999-6313

山形県最上郡大字戸沢村大字名高1593-86

TEL：0233-72-2304

FAX：0233-72-2307

E-mail:shakyou@vill.tozawa.yamagata.jp

(3) 参加申込書及び資格確認書類

応募者は、下記に①から③に示す提出書類一式をA4縦ファイルに綴じたものを
2部（正本1部・副本1部）提出すること。

① 参加表明書【様式第2号】

② 会社概要【様式第3号】

所在地、直近決算の状況、職員数、営業年数、その他について記載すること。

※各社が印刷している「パンフレット」等があれば適宜添付のこと。

③ 県内類似事業の実績【様式第4号】

県内の地方公共団体における公共施設LED化事業の実績

(4) 参加資格確認結果通知

参加資格確認結果は、文書（電子メール）で村から応募者に通知する。なお、提案書の提出者として資格が確認された者については、次の通り提案要請書を文書（電子メール）にて送付する。

通知日：令和4年11月24日（木）

(5) 参加を辞退する場合

提案要請書の通知を受けた応募者が以降の参加を辞退する場合は、提案書
受付締切日の午後5時まで、提案辞退届【様式第5号】を1部、事務局に持
参又は郵送（必着）で提出すること。

7. 質問事項について

(1) 質問事項がある場合、質問書【様式第1号】に質問内容を記載の上、持参、
郵便又は電子メールにより、担当まで提出すること。

(2) 受付期間

令和4年11月7日（月）～令和4年11月14日（月） 回答期間

令和4年11月16日（水）までに質問者全員に対して電子メールにて回答
する。

8. 提案書の提出

(1) 提出書類

(1) 提案書提出届【様式第6号】

(2) 類似事業実績一覧表【様式第7号】

(3) 使用機器提案書【様式第8号】

(4) 工事施工方法及び工期【様式第9号】

(5)維持管理提案書【様式第10号】

(6)見積書【※任意書式】

(2) 提出部数

提出書類は、令和4年11月30日（水）までに2部を持参又は郵送にて提出すること。なお、提案書の作成及び提出に係る費用は提出者の負担とし、提案書は返却しない。

(3) 見積書について

賃貸借見積書は、機器代金、灯具交換費用が分かる任意書式の内訳書を添付の上、月額及び総額リース料が記載された任意の見積書にて提出を行うこと。

9.提案書の審査及び契約候補者の選定

(1) 審査

提出された提案書の内容について、選定委員会において別に定める評価項目に基づき審査を行い、本業務遂行にあたり最も適している参加事業者を最優秀提案者として優先交渉権者となり、次に高い提案者を次点者として選定する。最優秀次点者と村との間で本事業に関する詳細協議を実施する。協議が整った場合には賃貸借契約を締結し、契約事業者となる。

(2) 審査結果について

参加事業者全てに対して書面にて通知を行う。

選定結果に関する問い合わせ、異議申し立ては、一切受け付けない。

10.無効

次に該当する応募者は無効とする。

- ①参加表明書の提出から、契約締結までの間に社会的信用を失墜させる行為を行ったことが判明した場合。
- ②提案書類に虚偽の記載があった場合
- ③審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- ④本募集要項に違反すると認められる場合
- ⑤「2. 業務概要（4）」に記載する事業限度額以上の見積額が提案された場合

合

11.事務局

本事業の提案募集に関する事務局は、次の通りとする。

所在地：〒999-6313 山形県最上郡戸沢村大字名高1593-8

担当窓口：戸沢村教育委員会 共育課 社会教育体育係

電 話：0 2 3 3 - 7 2 - 2 3 0 4

F A X：0 2 3 3 - 7 2 - 2 3 0 7

E-Mail：shakyou@vill.tozawa.yamagata.jp